

五泉市農業委員会

令和6年 第1回 定例総会議事録

会議開催 令和6年1月31日(水) 午後3時00分
場 所 五泉市役所 5階 全員協議会室

出席委員(19人)

1 番 大湊 弘明	2 番 渡辺 清滋
3 番 今井 聡	4 番 (欠席)
5 番 大槻 彰吉	6 番 高橋 喜美子
7 番 川村 孝雄	8 番 林 毅
9 番 権平 孝男	10 番 金子 信行
11 番 小泉 和吉	12 番 長谷川 亘
13 番 渡邊 利雄	14 番 羽賀 隆
15 番 阿部 伸由	16 番 樋口 勝俊
17 番 酒井 美奈子	18 番 加藤 健一
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

4 番 亀山 公子

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農地賃借料情報について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、令和6年第1回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和6年 第1回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

 なお、4番 亀山公子 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号9番 権平孝男 委員、10番 金子信行 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長6番 高橋喜美子 委員から報告してもらいます。

調査班長（高橋喜美子 委員）

 はい議長。議席番号6番、現地調査班 高橋です。

 優良農地の保全と確保、無断転用の防止として1月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、渡辺 委員、齋藤 推進委員、森山 推進委員。事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 三本木2丁目、土深、東本町1丁目、論瀬、笹堀、菅出 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、贈与が1件となります。個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、贈与の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、論瀬地内の田1筆、面積221㎡を贈与するものです。

4 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（高橋喜美子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は論瀬 地内の休耕田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、売買が1件であります。

7ページをご覧ください。番号1番は、菅出地内の登記地目 田3筆、合計面積4,319㎡を社屋及び、倉庫、資材置場とする永久転用案件で、売買となります。

申請人は申請地から約600メートルの場所で長らく建設業を営んでおり、現在の社屋の立地が不便なため同じ地域である申請地への移転を希望するものであります。

13ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-（イ）-c-（e）」であります。申請地は、菅出地内のおおむね10ha以上の広がりのある農地の一部で第1種農地と判定されます。

第1種農地は本来転用が認められておりませんが、集落に接続して設置されるものであり、申請者が地域の方であります。周辺への影響も少ないと考えられるため、いわゆる「にじみ出し」という文言を使いますが、こちらが適用され、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 （高橋喜美子 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は菅出地内の田及び休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定

することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

17ページをご覧ください。今月は5件の申し出がありました。

番号1番のから番号5番の内容については、令和6年1月16日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から番号5番は、全て売買の案件です。

番号1番は、面積970㎡、番号2番は、合計面積27,081㎡、番号3番は、合計面積2,080㎡、番号4番は、合計面積4,443㎡、番号5番は、合計面積4,152㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
29 ページの番号 3 番と 69 ページの番号 50 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 3 番と番号 50 番について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

29 ページをご覧ください。番号 3 番は、新規の利用権設定の案件です。番号 3 番は、合計面積 12,710.84 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、69 ページをご覧ください。番号 50 番は使用権の再設定の案件です。番号 50 番は、合計面積 1,643 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 3 番と番号 50 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 3 番と番号 50 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、62 ページの番号 42 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 42 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

62 ページをご覧ください。番号 42 番は、利用権の再設定の案件です。
番号 42 番は、合計面積 12,829 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 42 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 42 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、85 ページの番号 65 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 65 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

85 ページをご覧ください。番号 65 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 65 番は、合計面積 13,414 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 65 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 65 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、86 ページの番号 66 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 66 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

86 ページをご覧ください。番号 66 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 66 番は、合計面積 2,236 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするもので

す。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 66 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 66 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、111 ページの番号 97 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号 97 番について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい。議長説明いたします。

111 ページをご覧ください。番号 97 番は、利用権の再設定の案件です。

番号 97 番は、合計面積 23,096.98 m²。これらを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 97 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 97 番は、原案のとおり決定されました。関係 員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の番号 3 番と番号 50 番、番号 42 番、番号 65 番、番号 66 番、番号 97 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 今月の通常案件は、先程、ご審議いただいたものを含め、108 件、その内、賃貸借の新規は 19 件、再設定は 89 件の申し出がございました。

17 ページをご覧ください。さきほどご審議いただいた番号 3 番を除く、番号 1 番から番号 19 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 12,289 m²、番号 2 番は、合計面積 8,927.51 m²、番号 4 番は、合計面積 12,831.23 m²、番号 5 番は、面積 972 m²、番号 6 番は、合計面積 2,790 m²、番号 7 番は、面積 1,004 m²、番号 8 番は、合計面積 9,642 m²、番号 9 番は、合計面積 11,808 m²、番号 10 番は、合計面積 5,071 m²、番号 11 番は、合計面積 3,551 m²、番号 12 番は、面積 1,021 m²、番号 13 番は、合計面積 4,986 m²、番号 14 番は、合計面積 4,223 m²、番号 15 番は、合計面積 1,530 m²、番号 16 番は、合計面積 5,550 m²、番号 17 番は、合計面積 895 m²、番号 18 番は、合計面積 3,754 m²、番号 19 番は、合計面積 3,599 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、47 ページをご覧ください。さきほどご審議いただいた、番号 42 番と番号 50 番と番号 65 番、番号 66 番、番号 97 番を除く番号 20 番から番号 108 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 3 番と番号 42 番、番号 50 番、番号 65 番、番号 66 番、番号 97 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 3 番と番号 42 番、番号 50 番、番号 65 番、番号 66 番、番号 97 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8「報告事項」に入ります。

「報告第 1 号 農地賃借料情報について」事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長

阿部係長 はい議長報告いたします。

本日配布の A 4 資料をご覧ください。令和 6 年 1 月 16 日に役員会にて上程し、承認された内容について説明いたします。令和 5 年 1 月から 12 月までの

農地法第 3 条、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の賃貸借権設定案件より、地区ごとに平均した賃借料を掲載いたしました。

記載のある地区は、平均値を計上したものですし、記載のない空欄の地区については、平均値の根拠となる賃貸借がなかった、又は 3 例未満と少なかったため、計上しておりません。また、最高額・最低額の欄につきましては、各地区の令和 5 年中の最高値、最低値を提示しております。物納の単位ですが、1 俵当りは 60kg としております。

また、畑地の賃借料につきましては、対象となる賃貸借事例が少ないため、五泉・村松地区共に昨年と同様の数値を掲載いたしました。

以上、報告いたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

今井 聡 委員 はい。

議 長 今井 委員。

今井 聡 委員

3 番 今井です。役員として承認はいたしましたがちょっと質問なんですけども、畑の反当たりの賃借料について五泉の場合は 10,500 円、村松が 8,400 円。この差というのはどういうところからひねり出しているものでしょうか、参考までに。

例えば五泉であれば里芋があつて高単価の収穫があるのかなという部分と、田と違っていっぱい上がる上がらないという訳でもないんだらうけども、これだけ 2,000 円も違うとなると、何をもって。これはまさしく参考ですが。

逆に言ったらもう揃えても良いんじゃないかくらいの考えなんですけど。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、実を申しますとこの畑地の貸し借りにつきましては、もう相当な年数が据え置き状態となっております。実際、移動の件数がないということで、過去に平均値が出たときにお示した数字がそのまま続いているというものであります。

当時の金額の差については、お米などと同じく当時はそういう地域性で金額の相場が違ったんであろうと推測いたしますが、現在のところは良くわからないというのが実情であります。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

今井 聡 委員

納得はしているんですが、例えばこれを見て数字を決めてる訳でもないでしょうけれども、知らない人がぱっと裏表を見て何でこんなに違うんだという質問が当然あるかと思うので、提案ですけども次年度は同等くらいに、いつそのこと同じでも良いのかなと思います。これは意見です。

議 長 ご意見として頂戴しました。今後に生かしていければと思っています。

議 長 ほかにありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和 6 年第 1 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 30 分 閉会)